

札幌市障がい者施策推進審議会

会長 藤 原 里 佐 様

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市の障がい児支援体制の在り方について（諮問）

障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）第 36 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり、札幌市障がい者施策推進審議会に諮問します。

記

1 諮問内容

札幌市の障がい児支援体制の在り方について

2 調査審議いただきたい内容

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方
- (2) 市有療育施設の在り方
- (3) その他重要な事項

3 諮問に係る経緯

平成 24 年に施行された改正児童福祉法では、障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることを目的に、障害児通所支援体系の再編・一元化、放課後等デイサービスの創設など、障がい児支援の強化が図られたところです。

その中で、札幌市は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割が求められる児童発達支援センターの在り方を方針として定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとし、平成 24 年 10 月に「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）」を策定しました。

現在、この方針をもとに施策を進めているところですが、障害児通所支援事業所の急増に伴う療育の質の低下の懸念、「公立児童発達支援センターあり方検討会議」からの中間報告、市有療育施設の老朽化など、札幌市の障がい児を取り巻く環境は変化し、新たな課題も出てきているところです。

このような状況から、あらためて、札幌市の障がい児支援体制の在り方について検討を行い、中長期的な視点に立った方向性を定める必要があると考えております。